



あなたの家は大丈夫？

津久見市木造住宅耐震化促進事業

耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

★補助対象：「昭和56年5月以前」に建てられた木造住宅

耐震診断

診断士がお宅に訪問し、住まいの耐震性を正確に診断します。

■補助金額 診断にかかる補助金額 ■募集戸数 1戸（予定）

■自己負担額 5,500円（診断審査手数料）

※家の形が複雑、築年数が極端に古いなどの場合、別途費用がかかる場合もあります。

耐震改修

住宅を補強し、地震に対して安全性を高める工事に対して、工事費の補助を行います。

また、補強設計費及び工事監理費も含まれます。



①全体耐震改修

住宅全体の評点（地震に対する強さを表すもの）を1.0以上とする工事を対象とします。

■補助金額 改修費用の10/10
（上限150万円）

■募集戸数 1戸（予定）

②段階的耐震改修

将来、住宅全体の評点を1.0以上とすることを前提に、住宅全体の評点を0.7以上とする工事、もしくは2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上とする工事を対象とします。

■補助金額 改修費用の2/3（上限60万円）

■募集戸数 1戸（予定）

③耐震シェルター改修

（県に登録のあるメーカーのみ対象）

居住室の内部にシェルターを設置し、建物が倒壊しても安全な空間を確保する工事が対象です。

■補助金額

設置工事費用の2/3（上限30万円）

■募集戸数 1戸（予定）

■募集期間 5月1日（木）～5月30日（金）

※募集上限に達し次第終了。応募多数の場合は抽選。
※その他要件があります。詳しくはお問い合わせください。

●申込・問い合わせ

津久見市役所 まちづくり課

Tel 0972-82-4111（内線370）

<http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/12/10095.html>

津久見市危険空き家等除却事業

老朽化により倒壊のおそれがある建築物を解体する費用の一部を補助します

津久見市では、市内の危険空き家等を除却することにより市民の安全・安心で良好な居住環境を確保するため、除却経費の一部を補助します。

■補助金額 補助対象経費（除却工事費×8/10）の1/2（上限50万円）

■補助対象 市の定める基準を満たす空き家（その他要件あり）

■募集期間 5月1日（木）～5月30日（金）

■募集戸数 5戸（予定）

詳しくは、津久見市役所 まちづくり課 までお問い合わせください。

Tel 0972-82-4111（内線356）



子育て・高齢者・三世帯同居 リフォーム支援事業

①子育て支援型(一般型・多子世帯加算型)

1. 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - ・18歳未満の子どもがいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満
2. 対象工事 30万円以上の工事で
 - ・子ども部屋の増築
 - ・子どものための内装改修・間取り変更
 - ・育児のためのテレワーク用改修工事
 - ・育児のための対面キッチン工事 など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%
 - ・限度額 一般型 40万円
 - 多子世帯加算型 50万円

②高齢者バリアフリー型

1. 世帯要件(下記を全て満たす。)
 - ・65歳以上の高齢者がいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満
※高齢者と高齢者以外からなる世帯の場合は、公的年金等を除く。
2. 対象工事 30万円以上の工事で
 - ・高齢者用の寝室等の増築
 - ・内装改修工事
 - ・バリアフリー改修工事 など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の20%(限度額30万円)

その他にも要件があります。詳しくはホームページ又はお問い合わせください。

③三世帯同居支援型(一般型・多子世帯加算型)

1. 世帯要件
 - ・18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯(予定を含む。)
2. 対象工事
 - ・三世帯が同居するために行う工事(玄関・トイレ・浴室(脱衣室を含む。))・キッチンのうち、1以上の部位を改修または増設する工事)など
3. 補助金額
 - ・補助対象工事費の50%
 - ・限度額 一般型 75万円
 - 多子世帯加算型 85万円

補助の条件

○住宅要件

【子育て支援型・高齢者バリアフリー型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること など

【三世帯同居支援型】

昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあっては、本事業におけるリフォーム完了までに耐震性を有するものとする など

○申込期限 令和7年5月1日(木)~令和7年12月26日(金) (募集上限に達し次第終了)

※多子世帯加算型とは当該年度4月1日時点で3人以上の18歳未満の子どもがいる世帯(その他要件あり)

【申込・問い合わせ(相談窓口)】

津久見市役所 まちづくり課 土地住まい整備班 TEL0972-82-4111(内線352)
ホームページ <http://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/12>

倒壊のおそれがあるブロック塀を 解体撤去する費用の一部を補助します

津久見市ブロック塀等除却事業

- 募集戸数 1件(予定) ※応募者多数の場合は抽選
- 募集期間 5月1日(木)~
- 補助金の額 補助対象経費(解体撤去費)の1/2(上限10万円)
- 補助の条件 次の①~③の全てを満たしていること
 - ①道路に面しているもの
 - ②高さが1メートル以上あるもの
 - ③著しいひび割れ又は傾きが認められ危険な状態にあるもの
 ※他にも条件がございます。詳しくはお問い合わせください。
- 申込・問い合わせ まちづくり課 土地住まい整備班 TEL0972-82-4111(内線370)

募集

「まちづくり推進事業」の実施団体を募集します!

【応募締切】令和7年 5月27日(火) 17時

イベントを実施する団体に
補助金を交付します

にぎわいの創出や地域活性化、婚活イベントなど、津久見市のまちづくり等に寄与する事業を自主的かつ主体的に取り組んでいただける団体を対象として、補助金を交付します。新規事業に対しては、1事業あたり20万円を上限に交付します。

補助金の対象経費

以下は補助金対象経費の一例です。

- 講師などへの謝礼や旅費
- 文具などの事務用品の購入代やチラシの印刷代
- イベント参加者への保険
- 会場使用料や器具などのレンタル料金

申込み方法

申請書類等を市ホームページからダウンロードしていただき、商工観光・定住推進課へご提出ください。(申込用紙は市役所にも設置しています。)

書類審査の後、後日実施する事業提案のプレゼンテーションに参加していただきます。

●問い合わせ

商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班 ☎0972-82-2655 (直通)

助成

婚活に取り組む独身者を応援します!!
～出会い応援助成金～

津久見市では、結婚を望む人への多様な出会いの場の創出を支援するため、助成金を交付する制度を設けています。大分県が運営する『OITAえんむす部出会いサポートセンター』に入会手続き又は更新手続きを行う際の入会登録料及び更新料の半額(上限5千円)を助成します。

【助成対象者】

- ・ OITAえんむす部出会いサポートセンター入会手続き又は更新手続きを行った方で、市内に住所を有する方
- ・ 過去にこの助成金の交付を受けていない方
- ・ 市税等の滞納がない方

【受付期間】

- ・ 令和8年3月31日(火)まで

【申請方法】

助成金交付申請兼請求書に必要事項を記入の上、下記書類を添付し、提出してください。

- ・ OITAえんむす部出会いサポートセンターメンバーズカード(裏表)のコピー
- ・ 身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)のコピー
- ・ 登録料及び更新料の支払が証明できる書類

●申請窓口・問い合わせ

商工観光・定住推進課 地域活力・定住推進班 ☎0972-82-2655 (直通)